

○ 災害等により被災した学生に対する授業料減免の
取り扱いに関する規程

(2019年11月26日制定)

(目 的)

第1条 本規程は、学校法人二松学舎奨学金運用規程第14条、及び学校法人二松学舎奨学金基金運用細則第12条の規定に基づき、災害等で被災した世帯等に属する本学学生（以下「被災学生」という。）に対する経済的支援として行う授業料等減免の取り扱いについて定めることを目的とする。

(対象となる災害等)

第2条 支援の対象となる災害等は、自然災害（台風、豪雨・豪雪、突風、津波、河川の氾濫、土砂崩れ、火山の噴火、地震等）及び大規模な事故（爆発や火災、その他重大な被災と認められる事故等）等の影響による災害により災害救助法が適用された災害等とし、かつ、本学が支援の対象とすることを決定した災害等とする。

(対象者)

第3条 本規程に基づく授業料等減免の対象者は、本学が支援を決定した災害等による被災学生であり、かつ、当該災害が発生した年度に本学に在籍している者並びに当該災害が発生した年度の翌年度に本学に入学した者で、当該災害等罹災時の当該被災学生に係る主たる家計支持者の収入金額について、当該家計支持者が給与所得者である場合は841万円以下、給与所得者以外の場合は355万円以下である者とし、かつ、次の何れかに該当する者とする。

- (1) 当該災害等罹災時の主たる家計支持者が当該災害等の被災により死亡又は行方不明となり、当該死亡等の証明書及び主たる家計支持者についての所得を証明する公的な証明書を提出できる者
- (2) 当該災害等罹災時の主たる家計支持者又はその世帯の居住地が当該災害等による災害救助法適用地域（被災後転居した者を含む）に指定されており、家屋の罹災について罹災証明書等を提出でき、かつ、主たる家計支持者についての所得を証明する公的な証明書を提出できる者
- (3) 当該災害等に伴う罹災により主たる家計支持者の収入に重大な支障を来し、当該支障についての理由に関して公的に証明できる証明書等を提出でき、かつ、主たる家計支持者についての所得を証明する公的な証明書を提出できる者

2 主たる家計支持者の収入が、前項で規定する収入基準を超える収入金額であっても、被災状況等に鑑み重

大な事態であると判断される場合は、対象者とすることができる。

3 被災学生のうち、大学等における修学の支援に関する法律に基づき実施される高等教育の修学支援制度の適用を受ける者については、本規程適用の対象とはせず、別に定めるところにより減免等を行うものとする。

(減免内容)

第4条 前条の対象者のうち、当該災害等発生年度に本学に在学している学生についての減免内容は、当該災害等発生年度分の授業料について、原則として次のとおりとする。

(1) 前条第1項第1号に該当する者

授業料の年額相当額

(2) 前条第1項第2号に該当する者については、罹災証明書等で確認できる主たる家計支持者又はその世帯の家屋の罹災の程度に応じ、次の区分により減免を行う。

① 家屋の全壊又は大規模半壊（同様の判定を受けた床上浸水等を含む）……………授業料相当額

② 家屋の半壊又は床上浸水……………授業料の半額相当額

③ 家屋の一部損壊又は床下浸水……………100,000円

(3) 前条第1項第3号に該当する者については、証明書等の記載内容に基づき審査を行い、被災の状況に応じて減免額を決定するものとし、その減免額は、前号の区分に応じた減免額のいずれかの額とする。

2 前条の対象者のうち、当該災害等発生年度の翌年度に本学に入学した者についての入学後の減免内容は、入学金及び入学検定料並びに入学年度分の授業料について、原則として次のとおりとする。

(1) 前条第1項各号に該当する者全員

入学検定料（入学手続きを行った入学試験1回分とし、本学独自の入学試験の場合は35,000円、大学入試センター試験を利用する入学試験の場合は12,000円とする。）及び入学金の全額を返還する。

(2) 前条第1項第1号に該当する者

授業料の年額相当額

(3) 前条第1項第2号に該当する者については、罹災証明書等で確認できる主たる家計支持者又はその世帯の家屋の罹災の程度に応じ、次の区分により減免を行う。

① 家屋の全壊又は大規模半壊（同様の判定を受けた床上浸水等を含む）……………授業料相当額

② 家屋の半壊（同様の判定を受けた床上浸水を含む）……………授業料の半額相当額

③ 家屋の一部損壊（床下浸水を含む）100,000円

(4) 前条第1項第3号に該当する者については、証明

書等の記載内容に基づき審査を行い、被災の状況に応じて減免額を決定するものとし、その減免額は、前号の区分に応じた減免額のいずれかの額とする。

- 3 その他、被害が重大な事態にあると本学が認めた者については、前二項の基準に準じて、個別に判断することができるものとする。
- 4 支援の対象とする被災学生の人数が相当規模に上る場合は、前各項に規定する授業料についての減免額について、その額を変動させて減免するものとする。その場合の変動額は、人数規模の状況に応じて適切に定めるものとする。

(減免期間)

- 第5条 本規程第3条の対象者のうち、当該災害等発生年度に本学に在学している学生についての減免期間は、原則として、当該災害等の発生年度限りとする。
- 2 本規程第3条の対象者のうち、当該災害等発生年度の翌年度に本学に入学した者についての減免期間は、原則として、当該災害等発生年度の翌年度（入学年度）限りとする。
- 3 その他、被害が極めて重大な事態にあると本学が認めた者については、前二項の期間にかかわらず、複数年度にわたって減免を行うことができるものとする。ただし、減免措置決定時点に当該被災学生が在籍している学年次から卒業（修了）に要する最短の期間（年度数）を上限とする。

(申請手続き)

- 第6条 本規程に基づく授業料等減免を受けようとする被災学生は、授業料減免願申請書に罹災証明書、所得を証明する公的な証明書の必要書類を添え、学生支援課に申請しなければならない。

(奨学生の選考)

- 第7条 授業料減免の可否、減免額等を判定するため審査会議を設置する。審査会議の構成員は学長が指名する。

(奨学生の決定)

- 第8条 奨学生の決定は、審査会議の議を経て学長が推薦し、理事長が行う。

(事務担当)

- 第9条 本規程に関わる事務は、学生支援課が所管する。

(改 廃)

- 第10条 本規程の改廃は、大学審議会及び大学運営会議の議を経て、理事会が行う。

附 則

1. この規程は、2019年9月5日から適用する。
2. この規程を適用して支援の対象とする災害等は、

2019年9月5日以降に発生した災害等とする。

3. 本規程第3条第1項に規定する主たる家計支持者の収入金額については、経済的支援に関連する公的な制度における家計支持者の定義及び当該家計支持者の収入金額の基準額等が改定された場合は、第3条第1項の規定にかかわらず、同公的な制度において改定された後の定義に基づく家計支持者及び収入金額の基準額等を適用するものとする。